

1990年6月19日 制定  
2025年12月15日 改定

# 定 款

株式会社フロンティアインターナショナル

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社フロンティインターナショナルと称し、英文では、FRONTIER INTERNATIONAL INC.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の販売促進活動に関する企画、制作及び運営
2. 行政機関の広報、イベント等、企業の報道機関等への発表会等の広報活動全般の企画、制作及び運営
3. 舞台、演芸、各種イベント及びキャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、実施
4. 広告代理業
5. 映画、テレビ番組、テレビコマーシャル、ラジオ番組、ビデオ、インターネット放送、紙メディア等の映像コンテンツ、音声コンテンツの企画、制作、輸出入及び販売
6. デジタルビデオディスク、コンパクトディスク等のソフトパッケージ、他音声・映像・文字メディアの企画、制作、管理並びに著作権、出版権の保有、管理、売買及び肖像権の管理
7. インターネット等を利用したデジタルコンテンツ及びシステムの企画、制作、運営
8. 歌手、作詞家、作曲家、俳優、タレント、モデル、スポーツ選手等の育成及びマネジメント
9. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物）の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理業務とその販売
10. 店舗、事務所の内装及び外装工事の企画、設計、施工及び建築工事の請負
11. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
12. 通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
13. ニューメディアに関するシステム開発、販売及び運営管理
14. コンピュータ及びその周辺機器の販売、輸出入、及び開発
15. コンピュータソフトウェアの販売、輸出入、及び開発
16. 労働者派遣業務
17. 有料職業紹介事業
18. 衣料用繊維製品、がん具、遊戯用具及び運動用品の輸入、卸売及びインターネットによる通信販売
19. 損害保険代理業及び生命保険募集業
20. 経営コンサルタント業
21. 不動産の売買、賃貸、及びその仲介並びに所有、管理及び利用
22. 警備業務及び安全管理業務の請負並びにその保障
23. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### (機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、34,240,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株式取扱規程)

第10条 株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

## 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会は、議決に加わることのできる取締役の過半数に当たる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程によ

る。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役 1 名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議をもって定める。

(議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任議決権は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役の選定及び解職)

第 34 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定及び解職することができる。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会を招集するには、監査役会の日の 3 日前までに各監査役に対してその通知をする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任の一部免除)

第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第

423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 4 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 46 条 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則 第 6 条（発行株式数）の変更は、令和 8 年 2 月 1 日に効力を生ずる。なお、本附則は効力発生後削除する。

以上